

安全で安心な暮らしのため

早期の不老川治水対策を求めて

9月定例会
9月2日～9月30日

第3回定例会では、「指定地域密着型サービス事業の基準を一部改正する条例」など、27議案が市長から、また、議員提出議案「一級河川不老川の早期治水対策を求める意見書」などが提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、全ての議案を原案のとおり可決・承認・同意・認定しました。（議決の結果は15ページ）

委員会提出議案

◆議会会議規則の一部改正
委員会の表決方法を、実態に沿い拳手とするもの
提出委員会運営委員会

議員提出議案

◆不老川の早期治水対策を求める意見書
齋藤 誠

主な議案審議

◆指定地域密着型サービスの事業の人員などに関する基準を定める条例の一部改正
地域密着型通所介護サービスの創設に伴い、人員などの基準を定めるもの
利用者への影響は、すでに利用している方

一級河川不老川の早期治水対策を求める意見書(要約)

不老川流域地域は、何度も浸水被害が発生したことから、治水対策を強く要望し、現在も計画的に改修工事などの対策が実施されている。しかし、8月22日の台風9号による集中豪雨で不老川がはんらんし、床上・床下浸水および鉄道・道路・農地の冠水などの多大な被害があった。昨今の異常気象の影響もあり、同様の被害の発生が懸念される。市民の生命、財産と生活を守り、安全で安心して暮らせる住環境を整備する市議会の立場から、一級河川不老川改修工事の促進と流域全体を考慮した災害対策の充実、整備・対策費の確保を国に求めるなど、必要な予算を確保するよう強く要望する。
(提出先:内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、埼玉県知事)



への影響はないが、平成28年4月1日以降に市外の方が新しく利用する場合は、手続きが必要となる。

自治体が受ける影響は、市内で17か所の事業所が該当、その事業所の指導監督などの業務が増える。

新制度に対応するための体制づくりや人的配慮は、国・県からの権限移譲による社会福祉法人に関する事務や地域支援事業の事務などを受け持ち、25年度以降は業務が増え続けているため、体制強化が不可欠と考えている。

介護保険の地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、身近な市町村で提供されるのが適当なサービスの形として創設されたもの。

◆指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備および運営、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

協議会の設置や運営に必要な要望、助言などを聞く機会を設けるもの

◆運営推進会議を実施する狙いは、

地域連携の強化という視点から、市の職員以外に地域の方も含めた運営推進会議を開いて、地域との連携を深めたい。

◆運営推進会議で出された要望は、どのように反映されるのか。

地域密着型サービスの運営委員会からの意見と併せて、改善に努める。

◆消防団条例の一部改正

消防団員の階級のうち、副部長を廃止するもの

廃止する背景は、消防団を取り巻く環境



◆一般会計補正予算(第3号) 土木雑入900万円の内容。

川越市が管理している水管橋の移設工事の一部を、狭山市が発注する工事のため費用で、川越市の水管橋と狭山市の石橋の橋台を同時に施工するため、県の河川改修事例などを参考に計上したもの。

◆徴収事業費で、臨時職員業務内容は、

徴税吏員としての権限を必要としない定例的で量的な業務の補助を予定している。具体的には、財産調査

書類の作成・送付や所在不明者の実態調査書類の作成・送付など。

◆臨時職員を採用した場合の効果は、

徴税吏員である職員が定例的業務の処理に要していた月300時間を、徴税吏員でしか行うことができず、ない差し押さえなどの滞納処分に従事することが可能となり、差し押さえ件数が前年度比約30%増の990件、文書催告が約90%増の2万9千件、納税率にして約0.25%、納税額で約5800万円の増収効果を見込む。

◆地域介護福祉空間整備推進交付金の内容は、

介護ロボット等導入支援特別事業として国が総額52億円を計上した。対象の介護ロボットは、介護事業者の負担軽減効果がある機器で、今回は、腰の負担軽減機器やベッドの見守り支援システムなどを導入する。

平成27年度
一般会計決算認定
歳入総額464億円
歳出総額452億円

【歳入】

◆共同受信施設更新事業費交付金の決算額(80万円)と当初予算(1200万円)の乖離額の理由は、

老朽化した施設の撤去などを目的とした実施設計への交付金であり、緊急性の高い施設の対応を優先して残りの施設を先送りしたため、事業規模を縮小したため。

◆歳入の45%を占める市税のうち、個人市民税では納税義務者が約800人増える一方で、納税額が約7400万円減っている要因分析は、

27年度に給与所得者の特別徴収の徹底に取り組んだ結果、相当数の方が特別徴収に移行したと見られる。移行すると税額の一部が納付期限の関係上、翌年度の